

## 建設産業常任委員会

1 開 議 令和2年6月15日(月) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第70号 大田原市工業立地法に基づく準則を定める条例の制定について

日程第2 議案第72号 大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

日程第3 議案第73号 大田原市交流促進センター若杉山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について

日程第4 議案第74号 大田原市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

日程第5 議案第75号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

日程第6 陳情第2号 種苗法の改定を中止する意見書の提出を求める陳情書について

## 建設産業常任委員会名簿

委員長	櫻	井	潤	一	郎	出席
副委員長	小	林	正	勝		出席
委員	伊	賀		純		出席
	齋	藤	光	浩		出席
	菊	地	英	樹		出席
	新	卷	満	雄		出席
	滝	田	一	郎		出席

当 局	産業振興部長	磯		一	彦	出席
	建設水道部長	加	藤	雅	彦	出席
	商工観光課長	君	島		敬	出席
	農政課長	高	林		晋	出席
	農林整備課長	齋	藤	勝	芳	出席
	都市計画課長	塚	原	三	郎	出席

事務局	岡	村	憲	昭		出席
-----	---	---	---	---	--	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（櫻井潤一郎君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット表示のとおりであります。

当局の出席者は、磯産業振興部長、加藤建設水道部長、君島商工観光課長、高林農政課長、齋藤農林整備課長、塚原都市計画課長です。

◎議案第70号 大田原市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎君） それでは、議事日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第70号 大田原市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（磯 一彦君） 議案第70号 大田原市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定につきましては、商工観光課長が出席しておりますので、商工観光課長から説明いたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（君島 敬君） それでは、議案第70号 大田原市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定についてご説明をいたします。

議案書350ページの議案書補助資料、議案概要を御覧ください。工場立地法の規定により、特定工場における緑地面積等の敷地面積に対する割合に関し、本市独自の基準を定めるため、条例を制定するものであります。概要にはございませんが、工場立地法においては敷地面積9,000平方メートル以上、または建築面積3,000平方メートル以上で、製造業等を営む特定工場は、周辺環境との調和を図るため、工場敷地面積の20%以上の緑地、その緑地面積を含んだ25%以上の環境施設を確保することが義務づけられております。

平成24年4月1日施行の第2次地方分権一括法により、工場立地法に関して緩和できる緑地面積率等に係る地域準則条例の制定権限が全ての市に移譲されたことから、本市でも企業の積極的な設備投資や企業立地促進を図るため、特定工場における緑地面積等を緩和する大田原市工場立地法に基づく準則を定める条例を制定いたします。

それでは、348ページを御覧ください。条文の内容をご説明いたします。第1条は、趣旨であります。工場立地法第4条第1項の規定により、公表された準則に代えて適用すべき準則を本条例で定めるものいたします。

第2条は、定義であります。本条例の用語については、工場立地法において使用する用語としております。

第3条は、区域の範囲並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合を定めております。工場立地法では、緑地面積率を100分の20以上、緑地面積を含めた環境施設面積率を100分の25以上と敷地面積に対する割合が定められておりますが、本条例では都市計画法の用途に沿い、第1種区域とした準工業地域及び工業地域につきましては、緑地面積率を100分の10以上、環境施設面積率を100分の15以上といたします。第2種区域とした工業専用地域につきましては、それぞれ100分の5以上、100分の10以上といたします。第3種区域とした用途地域の指定のない区域及び都市計画区域以外の区域につきましては、それぞれ100分の10以上、100分の15以上といたします。なお、本条例に定める区域以外として、居住地域、商業地域等につきましては、本条例で定めを行わず、対象外とし、従来のおり緑地面積率は100分の20以上、環境施設面積率が100分の25以上のままでございます。

第4条は、緑地がほかの施設と重複する場合の緑地面積への参入割合についてであります。本条例では、緑地が屋上緑化や駐車場緑化等の他の施設と重複して設置されている場合、敷地面積に緑地面積を乗じて得た面積の50%以内に限り、この重複緑地を緑地の面積として参入可能といたします。

第5条は、敷地が2以上の区域にわたる場合の適用についてであります。第3条に定めた区域の部分が2つ以上の区域にわたる場合の規定であります。いずれかの区域の敷地の割合が高い区域の規定を適用することといたします。なお、本条例で規定する区域以外の敷地の割合が最も高い場合は、本条例の規定を敷地全部に適用しないことといたします。

第6条は、特定工場の敷地が市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合の適用についてであり、市長が当該地方公共団体の長と協議し、定めることといたします。

附則であります。349ページを御覧ください。この条例は、公布の日から施行し、経過措置として工場立地法施行前に設置された特定工場、また2つ以上の業種に属する既存工場等の生産面積の変更が行われる場合の準用の読み替えを定めております。

以上、説明でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田一郎委員。

○委員（滝田一郎君） この近隣の市町などの状況はどんなふうになっているのかお伺いしたいと思います。

やはりこれから工場誘致というか、企業の誘致、それを考えていくと、やはりこの緑豊かな大田原市ですから、あまり緑地を必ず確保しなければいけないということに捉われずに、企業が来やすい体制を整えていく、これもそうなのですけれども、そういったことが今後も求められると思いますので、そのために聞きします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（君島 敬君） お答えいたします。

近隣の市町におきましても、ほぼ同じような率で条例を定めております。大田原市といたしましても、そういった近隣の市町に同じような率で設置することによって、バランスのほうは配慮したつもりでございますので。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） その議論の中で他市町と少し緩和するような、そういった意見などはなかったのでしょうか。考え方というか。

○委員長（櫻井潤一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（君島 敬君） 今のご質問は、近隣市町と話し合いではなくて。

○委員（滝田一郎君） いや、そうではなくて、大田原市がその率を考えるときに、内部協議とか、そういったもろもろの、あるいは意見を常に企業とも打ち合わせとかやっていると思いますので、そういう意見も踏まえたりもしているとは思いますが、少し積極的に緩和しようという感じの考え方はないのか。

○委員長（櫻井潤一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（君島 敬君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたとおり、市のほうが単独で他市よりもさらに緩和という、そこまでの踏み込んだ議論はありませんでした。あくまでも近隣市町のバランスも考慮して、同じような率での制定とはなっております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎君） ほかに質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（櫻井潤一郎君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑は終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第70号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号 大田原市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第72号 大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎君） 次に、日程第2、議案第72号 大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（儀 一彦君） 議案第72号 大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、農政課長が出席しておりますので、農政課長から説明いたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 農政課長。

○農政課長（高林 晋君） 議案第72号 大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書355ページを御覧ください。併せて357ページの議案書補助事業も御覧ください。道の駅那須与一の郷につきましては、指定管理者による管理運営を行っておりますが、平成29年度に調整池を駐車場に再整備したことにより、施設の利便性が向上し、集客の増加につながっております。次期指定管理者による管理運営に併せ、農産物加工販売所、農産物直売所、農村レストランに係る使用料を変更するために、関係部分を改正するものであります。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、358ページの新旧対照表を御覧ください。別表中、農産物加工販売所の額を月額「32万円」から「39万円」に、農産物直売所の額を月額「17万円」から「20万5,000円」に、農村レストランの額を月額「26万円」から「31万5,000円」に改めます。

356ページにお戻りください。附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するとするものであります。

以上で議案第72号の説明を終わりにいたします。よろしくご審議をお願いします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田一郎委員。

○委員（滝田一郎君） この使用料なのですけれども、これの金額設定の根拠、大きさに言うわけでもないのですけれども、今までの経過の中で、前回決まっていた部分と今後値上げというか、その部分の考え方、大きさに言うと根拠ということなのですけれども、その辺について説明をお願いします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 農政課長。

○農政課長（高林 晋君） 今回改正に当たっては、駐車場の整備事業費を基に計算しております。事業費が今回の29年度の駐車場の整備で9,600万円というふうな事業費がかかっております。そちらを今回の整備の駐車場についてですが、こちらも今の調整池の機能をそのまま引き継いだ形での駐車場になっていますので、メーカーのブロック製品を使って、その製品を並べて、その上にアスファルトを敷いているのですけれども、その製品の大体減価償却が50年ということで計算しまして、9,600万円を50年で割って行って、1年間で192万の使用料の増加ということで考えています。それで、それをもともとあった使用料で案分をして、今回の額にしております。

○委員長（櫻井潤一郎君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） この指定管理で指定管理していただける法人を決めていくのですけれども、その指定管理者、いわゆる指定管理者については、このレストランであるとか、農産物の直売所であるとか、そういったところの実際の利用者に対して、この値上げが影響をするのかどうかということと、一問一答なので、まず影響するかで。

○委員長（櫻井潤一郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（磯 一彦君） 整備は29年度中にしたわけなのですが、その後の来客者を見ますと、増えている状況ですので、利用者にとっては利便性がよくなったということで、いいほうに動いていると思っております。それから、指定管理者のほうとしましても、利用者が増えているということで、料金を上げずに、お客さんがいっぱい来てくれて、逆に売上げのほうにもつながっているというような状況でございま

すので、これまで様子を見てきた中では、利用者にも指定管理者のほうにもいい影響に働いているのかなと思いますので、次期指定管理者の募集に当たって、ちょっと料金が上がりますが、それは影響はないのではないのかと思う、値上げとかそっちに関して。悪い影響はないのではないかなと思っているところがございます。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 今この議論するとき、指定管理者と、それから利用者とお客様という立場で、その利用者というのがちょっと一見話のやり取りの中では、利用者というのはお客様なのか、例えばそのレストランを運営している人なのか、あるいは農家の人が直売所に持っていつている、その人たちを指すのかという部分があるのですけれども、今の話からいけば利用者というのはお客様ではないということですよ。

○委員長（櫻井潤一郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（磯 一彦君） 利用者というのはお客さんを想定して利用者ということで説明させて。

○委員（滝田一郎君） 生産者は。

○産業振興部長（磯 一彦君） 生産者の方はちょっと今回の利便性のほうには直接は該当していないかなと思うのですが、生産者の方は通用口というか、後ろから営業前に出入りしてやっていますので、それほどメリットないのかなと思うのですが、時間内にお客さんとして来るときには、利用するときには、それは恩恵は受けていると思いますが、朝夕の出品とか、そういったときにはちょっと影響はないのかなと思っています。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎君） いや、滝田委員の質問内容としては、その利用料金が上がったことによって、生産者が不利益というか……

○産業振興部長（磯 一彦君） 不利益はないですよ。不利益はないです。

○委員長（櫻井潤一郎君） ないということですね。

○産業振興部長（磯 一彦君） ないと見込んでいます。

○委員（滝田一郎君） 利用者というのはお客様と出荷者も利用者なのか、それだという感じをさっき切り替えたのだけれども、頭を。何か本会議のときは利用者というのはお客様と俺は考えていたのだけれども、今のやり取りの中からは、利用者というのはレストラン運営している人、指定管理者がいて、その下、その下ってないのだけれども、農家の人が産直会に出したりしているわけで。

○委員長（櫻井潤一郎君） では、農政課長。

○農政課長（高林 晋君） 道の駅につきましては、利用料金という形ではなくて、使用料金制度を使っていて、あくまで指定管理者が利用者でもあるわけなのです。ですから、一般の消費者、お客さんを利用者という考え方、利用料金制度であれば指定管理者がいて、各施設を使う利用者がいてという形になると思うのですが、今回の道の駅につきましては、指定管理者がその各施設のほうを使って営業していくという形になっております。ですから、利用者という消費者ですか、という形になるかと思うのですが。

○委員（滝田一郎君） お客様なの。

○農政課長（高林 晋君） お客様ですね、はい。

○委員長（櫻井潤一郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（磯 一彦君） すみません。ちょっと整理しますと、市が指定管理をお願いするのは、その指定管理者、どこかの業者になります。その業者が市のほうに今度料金を上げました。料金を支払っていただきながら、あそこで管理しながら営業するという形になります。それに対して、今度一般の方々は、お客さんとして利用してまいりますので、指定管理者があそこを使用する利用という見方、市に対してはなるのですが、指定管理者と一般の方はまた別の意味で管理者とお客さんという形に、それぞれ立場によって利用者という表現は変わってくるかなと思います。ちょっと分かりづらい説明で申し訳ないです。

○委員長（櫻井潤一郎君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） この指定管理者に指定管理するとき、管理料はなくても無料ですよとか、そういう公募、来年もそういうことがあると思いますけれども、やって、そして利用料は今度定額なのでしめすと言うのですけれども、今度この3者、レストランと加工所と産直会、この指定管理者とこの3者、簡単に言って。3者の関係のこと、この利用料も含めて。そういったことのこの値段を決める、ただレストランの使用料が幾らと、もしその指定管理者がどこかへ出すときに。あるいは産直会では今15%かな、15%と産直会1%とかとなっている、16となっているわけですよ。その部分を市としては、指定管理者にそこを今回値上げになったけれども、このまま据え置いてくださいとか、そういう意見だとか、あるいは指定管理なんか指名するとき、そういったことを何らかの値上げしないでとかではなくて、どういう運営方針でやるという中のその記載がないように思えるのですけれども、何かでそれはあるのですか、我々ちょっと見えないところで。どういうふうにするに農産物であれば農産物は地域のものを守るものであるのだから、例えばこの地域のその一般的な直売所の利用料ぐらいでやってくださいとか、あるいはそんなこと関係なく、経営者として独自にご自由にやってくださいという形なのか、その辺ちょっと確認したかったのです。

○委員長（櫻井潤一郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（磯 一彦君） 産直会と市と、あとその指定管理者のほうの関連ということになってくるかと思いますが。市から指定管理者に今度新たに募集するわけなのですが、そのときにも仕様書と、あと募集要項をつくりますので、その中でその産直会のほうから農産物を全部というわけにはいかない。季節によってはないものとかもございますので、全部というわけにはいかないのですが、割合定めて利用してくださいということには、それは記載するようになってまいります。

あと、料率のほうなのですが、こちらについては市のほうから幾らにしてくださいということは指定はしてありませんが、基本的にこれまでと同様の料率で運営していけるのかなと思っているところでございます。

あとは、出品とか、その会計システムとか、運営を変えるということになったときには、そういった料率の変更とかも出てくる可能性はありますけれども、特に今のところ変えてくださいとか、変えてほしいのとか、そういったことは出ておりませんので、この後、新たな指定管理者が入ったときには、別の業者だったときには、こういうシステムにしたいのだとかというのがあった場合には、それは勝手に変えるのではなくて、産直会のほうとの協議というのも出てくると思いますので、そちらにも悪影響というか、

そういった料率が下がってしまうとか、そういったことはいきなり来るといことはないのかなと見込んでおります。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎君） ほかに質疑はございませんか。

斎藤委員。

○委員（斎藤光浩君） 先ほど減価償却が50年というふうに伺ったのですけれども、それはそういう規定と  
いうか、そういうものがあるのですか。

○委員長（櫻井潤一郎君） 農政課長。

○農政課長（高林 晋君） 通常の駐車場の場合、アスファルト舗装の場合ですと、10年とかという年数にな  
ってくるのですが、今回の場合、特殊なメーカーの製品を使っています、その製品の私のほうで製品  
のほうのメーカーのほうに品質証明を出していただいたのです。その中で50年は通常もつだろうというこ  
とで、そういう形で50年を減価償却の期間として計算をしました。

○委員長（櫻井潤一郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（磯 一彦君） ちょっと補足して説明したいと思います。

メーカーのほうでは、日に当たらなければ100年からもつ製品だということは言っております。ただ、減  
価償却のその年数のほうを見ますと、構築物でその他のものというので一番長いものでも50年なのですね、  
耐用年数が。だから、60年とか70年というのはちょっと見られないので、100年とは言っていますけれども、  
その耐用年数表にある50年ということで設定させていただきました。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎君） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑は終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第72号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号 大田原市道の駅那須与一の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第73号 大田原市交流促進センター若杉山荘の設置及び管理に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎君） 次に、日程第3、議案第73号 大田原市交流促進センター若杉山荘の設置及び  
管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（磯 一彦君） 議案第73号 大田原市交流促進センター若杉山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、農林整備課長が出席しておりますので、農林整備課長から説明いたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 農林整備課長。

○農林整備課長（齋藤勝芳君） 議案第73号 大田原市交流促進センター若杉山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書360ページを御覧ください。大田原市交流センター若杉山荘につきましては、指定管理者による管理運営を行っておりますが、令和3年4月からの次期指定管理者の募集において、多様な事業者を広く募集したいので、指定管理者の裁量や自由度を広くしたいと考え、使用料に上限を設け、指定管理者が料金を設定できるよう改正するものであります。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、362ページからの新旧対照表を御覧ください。第5条第2項後段に使用料、利用料金の読み替え規定を追加するものであります。

次に、第11条ただし書き以下を削除し、第14条の使用料を利用料金に改め、表のとおり改正いたします。

続いて、第15条に指定管理者が別表にある金額を上限として料金を設定できるよう改正するものであります。

また、第16条以降は、第15条の追加に伴う条ずれによるものであります。

360ページにお戻りください。附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するとするものであります。

以上で議案第73号の説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

菊地委員。

○委員（菊地英樹君） すみません。先ほど道の駅に関しては、道路の改修ということで値上げに持っていたかと思うのですが、今回この若杉山荘の値上げに関しては何か理由があるのでしょうか。

○委員長（櫻井潤一郎君） 農林整備課長。

○農林整備課長（齋藤勝芳君） 若杉山荘につきましては、実は消費税が5%から8%、8%から10%に上がるときも、利用料金の改定をしておりませんでした。5%から10%で改定しておりませんので、その辺のやはり消費税分と、あと運営上、やはり幅があったほうが良いということで、例えば料理でしたら、A、B、Cとか、よくあるのですけれども、今までですと精いっぱい1パターンぐらいしか提供できない。この時期アユ釣りということで、県外から来るお客も多いのですけれども、やはりちょっと料理アップしてとか、そういう意見もあるということで、大人でいいますと6,000円から8,000円に、その裁量権を見て改定したということでもあります。

○委員長（櫻井潤一郎君） ほかにございませんか。

菊地委員。

○委員（菊地英樹君） ちなみに昨年若杉山荘を利用した宿泊客は何人ぐらいいるのでしょうか。

○委員長（櫻井潤一郎君） 農林整備課長。

○農林整備課長（齋藤勝芳君） 細かくデータが出ておりますので、ご紹介したいと思います。

大人が532名、ここでいう子供が261人、あと日帰りということで、食事だけの提供は24ということで、817名ということになっております。

○委員長（櫻井潤一郎君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑は終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第73号につきまして、原案を可とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号 大田原市交流促進センター若杉山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

ありがとうございました。

◎議案第74号 大田原市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

○委員長（櫻井潤一郎君） それでは、日程第4、議案第74号 大田原市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） 建設水道部長の加藤でございます。また、本日同席しておりますのは、塚原都市計画課長でございます。よろしくお申し上げます。

議案第74号及び議案第75号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日は担当課長よりご説明いたします。

議案第74号 大田原市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、塚原都市計画課長よりご説明申し上げます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 都市計画課長。

○都市計画課長（塚原三郎君） それでは、議案第74号 大田原市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案補助資料の366ページを御覧いただきたいと思っております。改正の理由といたしまして、本市は空き家等対策のため、平成26年9月に本条例を制定し、空家等の適正管理について専門的な知見を持つ委員で構成する大田原市空家等審議会を市長の附属機関として設置し、空家対策を進めてまいりました。その後、平成27年2月に空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家法が施行され、その基本指針の中に空家等対策計画の策定などの役割を市が担うことが位置づけられたところでございます。こうしたことから、

今後空家法に定める空家等対策計画など必要事項について大田原市空家等審議会に諮問することとし、空家対策の充実を図るため、関係部分を改正するものであります。

新旧対照表を基にご説明申し上げますので、367ページをお開きください。条例第8条において、赤字下線部分の個々の空家等の状況及び対応方針等を削除し、改正後には次に掲げる事項といたしまして、第1号から第3号を追加いたします。

365ページに戻りまして、附則として、この条例は、令和2年9月1日から施行するものといたします。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第74号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号 大田原市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第75号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎君） 続きまして、日程第5、議案第75号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） 議案第75号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、塚原都市計画課長よりご説明申し上げます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 都市計画課長。

○都市計画課長（塚原三郎君） それでは、議案第75号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案補助資料370ページをお開きください。改正の理由といたしまして、本条例に定める職を新設することに伴い、関係部分を改正するものでございます。

371ページの新旧対照表を基にご説明を申し上げます。改正前は、大田原市空家等審議会委員としての報酬は、月額1万2,000円のみとなっておりますが、職名を不動産に関し識見を有する者及びその他の2つを新設することとし、それぞれの報酬を月額1万2,000円、6,400円とするものであります。

369ページに戻りまして、附則として、この条例は、令和2年9月1日から施行するといたします。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第75号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

ありがとうございました。

以上で当局提出の付議事件の審査は終了いたしました。

（執行部退席）

#### ◎陳情第2号 種苗法の改定を中止する意見書の提出を求める陳情書について

○委員長（櫻井潤一郎君） 次に、日程第6、陳情第2号 種苗法の改定を中止する意見書の提出を求める陳情書についてを議題といたします。

これ、傍聴はないですか。

○事務局（岡村憲昭君） ないです。はい。

○委員長（櫻井潤一郎君） ないですか。

○事務局（岡村憲昭君） はい。

○委員長（櫻井潤一郎君） それでは、陳情第2号の説明を事務局に求めます。

○事務局（岡村憲昭君） それでは、陳情第2号につきましてご説明させていただきます。

陳情名は、種苗法の改定を中止する意見書の提出を求める陳情書であります。

提出者は、栃木県大田原市浅香1-8-19、印南喜美子氏でございます。

陳情の趣旨であります。国会で審議が予定されている種苗法の改定につきまして、地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物、食料を確保する観点から、農家の権利を制限する改定を中止することを国に求めるものでございます。

そもそも種苗法とは、植物の新品種を創作した育成者の権利の保護を規定する法律であります。植物の新たな品種の創作をしたものは、その新品種の登録をすることで、植物の新品種を育成する権利、育成者権を占有できる旨が定められております。

今回の改正についてであります。 「とちおとめ」や「シャインマスカット」といった国内開発品種が

海外へ流出する事例が相次いだことによりまして、種苗法改正により、開発者が栽培地域を指定できるようにすることで、海外への不正な持ち出しを防ぐことが柱であり、違反した場合の罰則も用意し、流出に歯止めをかけるとした一方で、農家が収穫物から種や苗木を採取し、翌年の栽培に使う自家増殖につきまして、これまで原則自由であったものを、種苗法上の登録品種につきましては、許諾を必要とするよう見直す点に懸念の声が出ているところであります。

現時点の法律改正に向けた進捗状況につきましては、本年3月3日に改正法が閣議決定され、衆議院で審議中ではありますが、今国会の会期は6月17日までであり、6月12日下野新聞の記事では、政府与党は種苗法改正案について、今国会での成立を断念したことが11日分かったとの報道がされております。

県内他市の状況であります。日光市では本年2月26日に種苗法改正案の取り下げを求める陳情を受理し、6月9日及び16日に常任委員会で審査した結果の報告が6月18日に予定されております。下野市は請願・陳情ではありませんが、3月定例会において議員発議により、自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書案が提出され、採決の結果、否決されております。

インターネットで調査できました範囲での全国他自治体の取扱いでございますが、種苗法改定の取りやめや慎重な審議につきまして国に求める意見書を採択した自治体は、東京都清瀬市、北海道札幌市、苫小牧市、三重県の4自治体で、いずれも令和2年3月議会でありました。一方、北海道深川市、千葉県野田市、神奈川県藤沢市、東京都狛江市、多摩市、埼玉県、千葉県の7自治体は、平成30年12月から令和2年3月までの間に種苗法改定に関する陳情・請願を不採択としたとのことであります。

以上であります。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、これより陳情第2号に関する意見を行います。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純君） この国会の審議も採決が見送られているという状況の中で、この陳情書もここで決めるということではなくて、継続みたいな形にはならないのでしょうか。

○委員長（櫻井潤一郎君） 継続審査の意見がありましたけれども、どうでしょうか。

小林委員。

○委員（小林正勝君） 私は、この意見書の提出には反対であります。

まず、現行法、種子法ではブランドの……

○委員長（櫻井潤一郎君） 小林委員、継続審査に対しての意見。

○委員（小林正勝君） 継続審査ではなくて、皆さんの意見を聞きながら採択するか、不採択するか、そういうことを決めていったほうがいいのではないかと、そんなふうに思います。

○委員長（櫻井潤一郎君） では、まず継続審査に関しまして、採択するか、不採択するかということを決めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

意見があればお願いいたします。

新巻委員。

○委員（新巻満雄君） 現在言われています継続かということなのですが私としてはこの件につきましては、継続ではなくて、廃案で結構だと思っております。国会のほうもまだ審議もしてありません。

○委員長（櫻井潤一郎君） 継続審査に対して……

○委員（新巻満雄君） はい、反対ということです。

○委員長（櫻井潤一郎君） 採択するか、不採択にするかということです。

○委員（新巻満雄君） 不採択ということです。

○委員長（櫻井潤一郎君） ただいま不採択という意見がございましたので、ほかなければ、一応継続審査をするかしないかということを決めたいと思います。

継続審査を……

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 皆さん、各自で多分この議題が出ているから、勉強されていたかと思いますが、私も特にネット情報だけなのですけれども、そういった中で見た中では、この件に関して私は陳情はしなくてもいいというふうな今判断はしているのですけれども、何分この間だけの勉強だったので、依頼人の意見聞けば、もしかしたら継続、県内でも継続しているところあるのだそうですね。宇都宮だか、県央でどこかで。すみません。では、県内で継続になっているところをちょっと教えてください。

○委員長（櫻井潤一郎君） 事務局。

○事務局（岡村憲昭君） 継続ではなく、今6月議会で委員会に付託されているのが日光市なのですけれども、6月9日に常任委員会で審査したのですが、その場では結論が出ず、16日に持ち越しをしたという状況で、継続審議と決定している自治体は今のところはございません。

○委員長（櫻井潤一郎君） ただいまの事務局の説明で継続はしていないということで、まず継続審査をするか、しないかということで採決を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、継続審査に賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

○委員長（櫻井潤一郎君） 採決1人ということで、継続審査はしないということで、通常の採決方法で決めたいと思います。

それでは、最初に戻りまして、皆さんから意見のほうをよろしくお願いいたします。

菊地委員。

○委員（菊地英樹君） 私もちっとネット関係で自分なりに調べて、いろいろ勉強したつもりなのですが、やはり種苗法の改正案には賛成の立場で、育成者の権利をやっぱり尊重するといいますか、守るということで、またそういう例えば私も前にちっと物は違うのですが、例えばパソコンでエクセルとか、ワードとか、最初出始めた頃、海賊版がよく出回ってしまして、それも全部私ちっと東芝のほうに勤めていた頃なのですが、全ての課にずっとその海賊版を回したのです。でも、その世界情勢とか見ますと、もう著作権がやっぱりとても重要だと思いますので、その後はもう何百台あるパソコン全てに一つ一つライセンスを取ってやりました。やっぱりそのほうがつくっている方も気持ち的にすっきりするのではないかなと私は思います。これによっては、例えば育成者といいますか、登録禁止がどこで使われているかということも把握できるわけですから、やはり私は賛成のほうに回したいと思います。

○委員長（櫻井潤一郎君） 不採択ということですか。

○委員（菊地英樹君） はい。

○委員長（櫻井潤一郎君） 滝田委員。

- 委員（滝田一郎君） これに対しては不採択ということですか。
- 委員長（櫻井潤一郎君） 陳情書の意見に対しては不採択。
- 委員（滝田一郎君） はい。
- 委員長（櫻井潤一郎君） 陳情書は。
- 委員（滝田一郎君） は不採択にしたいということですか。
- 委員長（櫻井潤一郎君） 滝田委員。
- 委員（滝田一郎君） 私も総論的に今、菊地委員と同様な意見で、不採択でいいというふうに思っているのですが、今改めてこのこの方の陳情書見て、農研機構のことが出ていますけれども、過日見た資料の中で農研機構で開発した「ほしじるし」かな、そういったものがあの表にはないのです。「アキダワラ」はあったかかどうか、ちょっと私記憶が定かではないのですが、それから栃木県の市で開発している「ホシノヒカリ」かな、「ホシノヒカリ」ではないのだけ、あれ。「ホシノヒカリ」でいいのでしたっけ。

（「とちぎの星」と言う人あり）

- 委員（滝田一郎君） 「とちぎの星」だね、ごめんなさい。「とちぎの星」などもその表にないので、ちょっと疑問を感じている部分もあるのです。それから、イチゴなんかも、中に「あまおう」とかはあの表の中でもとともないし、栃木では作っていないので、この辺では問題ないのですが、栃木県でもイチゴの品種に関しては、常に開発しているので、そうするとランナーとかではイチゴやっているので、農家の人が若干何か困ることもあるのかなという気持ちが少しだけはあるのですが、ただ総論として育種者のその権利を守るというほうに私は考え方としてはしているのですが、ただその辺をさっき継続審査という話あったときに、そういったことをもしかしたらもうちょっと勉強してもいいのかなという感じで冒頭の発言はしたのですが、皆さんの意見がその必要がない、心配ないよということであれば、私もそれには賛同して、今回取り下げということで不採択でも何ら異議はないのですが、その辺何か情報を委員長は得ていますか、そういった部分。実際ないもので、具体的に言うと、「ほしじるし」だとか、「とちぎの星」だとか。
- 委員長（櫻井潤一郎君） 例えばまだ登録されていないかもしれないです。2年ぐらい公開審査、いわゆる特許と同じように……
- 委員（滝田一郎君） いや、特許は取れているよね、もう農研機構でとっくにやっているのだから。
- 委員長（櫻井潤一郎君） ああ、そうですか。
- 委員（滝田一郎君） 「ほしじるし」とかだっばんばん作っている品種だし、「とちぎの星」だって…  
…
- 委員長（櫻井潤一郎君） そうすると表が古いのかもしれない。
- 委員（滝田一郎君） だから、その表にないのよね、委員長提出してくれた表にね。
- 委員長（櫻井潤一郎君） 古いかもしれないです。
- 委員（滝田一郎君） その辺はどんなふうに理解していますか。
- 委員長（櫻井潤一郎君） ちょっとそこまで調べていなかったです。
- 委員（滝田一郎君） 事務局で何かそういった情報ありますか、この前配ってくれた資料に対して。幾つ

かそういう、この辺で主に作っているものでもないという不安があるのです。ジャガイモでも意外とこの辺で作っている「とうや」とか、そういった品種は入っていないのだよね。ジャガイモも結構自家採取やる方も中にはいると思うのですけれども。

○委員長（櫻井潤一郎君） 事務局。

○事務局（岡村憲昭君） 先ほど委員長からお話がありましたように、出願してから品種登録されるまでに2年ほどかかるということですので、品種登録されたものがこの表でありまして、出願されて、登録されるまでの期間と考えてよろしいのかなと思います。

○委員（滝田一郎君） だって開発者が出願して、その後登録されたから、固有の品種名が付いているわけだね、和名の。

○委員長（櫻井潤一郎君） 事務局。

○事務局（岡村憲昭君） 仮保護期間というのがありまして、その出願してから、出願公表という段階があるので、出願公表から品種登録の間の期間になっているためかなと考えております。

○委員長（櫻井潤一郎君） その辺ちょっとまだ、ですからこの表が古いかもしれない。ちょっとこれ何年の資料かというのは分からないですね。

○委員（滝田一郎君） そうなのちょっと疑問感じた部分もありましたということです。

○委員長（櫻井潤一郎君） ただ、そういう品種については、確実に保護される改正の法律だということで認識されたほうがいいかなと思います。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純君） この農業競争力強化支援法というのが勉強していると出てきて、そのときにそのこれは種子法の一つに関連づけての法案だと思うのですけれども、種子、その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品質の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進するということが行われているのです。ということは、今まで県が把握をしていて、それを守ってきたその種子であったり、種苗であるものに対して、民間事業者への委託がきつと進められていくのかな、これを進めていくと。改正案を。そのときに本当はこの趣旨は、そのブランド化をされたものを海外に送るということを防ぐためにつくられている案だと思うけれども、結果的にそれを民間事業者に委託するということは、今は海外の資本がいっぱい入ってきているわけだから、それを今まで培ってきた知見なり、ノウハウを海外に漏らしていくのではないかなというふうに考えまして、ということはもう少し私は今回いろいろな農家の方たちが心配をしている許諾料であったり、そういうこともきちっと表に出されていない段階で、むげにこの陳情を採択されないという方向に持っていくというのは、少しちょっと早いのではないかなというのがありまして、という意見です。

○委員長（櫻井潤一郎君） ありがとうございます。

ほかにございますか。

小林委員。

○委員（小林正勝君） 許諾料、これについて、この問題は許諾を買うというのかな、そういうことではなくて、一括してJA農協とか、あとはそれに関する各種団体が一括して購入するというので、農家には

大した影響はない。そのようなことが書いてありますけれども、私の意見としては、農家の意見としては、種子法では、新品種の海外への持ち出しは制限できません。農業者が自家増殖したものが許諾が不要のため、違法であるが、増殖を把握できないため流出を止められません。これから農産物の輸出には大きな農家としてはマイナス面があるということで、そのためには新品種を保護する法改正、種苗法が必要だと思っております。

この種苗法により、違法な海外持ち出しの差し止めや損害賠償請求が可能となり、知的財産権の保護につながります。また、種苗法によって、種苗法上の登録品種については許諾が必要となり、また開発者が栽培地域を指定できるようなことで、海外への不正持ち出しを防ぐことができますと、こういうことで海外への流出を防いで、日本の農家、生産者が高品質な作物を作って、日本から優れたブランド品、新品種を輸出することによって、日本の生産にとっては大きなこれはプラスにこれからなっていくと、そういうことで、私はこの、また陳情書を読んでも、この許諾権が発生することによって、農家一軒一軒が許諾料を払うようなことになったら大変だと、そのようなことでありますが、先ほど言ったことで一軒一軒には負担はそんなにかからないということで、またこの陳情書を見ると、我々農家、生産者みたいによい作物を作って、すばらしい高品質な作物を作るということについては、何かそういう思い、心が見えてこないという、そんな気がいたします。

いろいろそういう観点から、この意見書提出については私は反対いたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） では、ないようですので、採決は起立の方法で決めたいと思います。

陳情第2号につきまして、採択とすることに賛成する委員の起立を求めます。

（起立少数）

○委員長（櫻井潤一郎君） 起立少数であります。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

## ◎散 会

○委員長（櫻井潤一郎君） 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これにて建設産業常任委員会を散会いたします。

午前11時02分 散会